

## 2 代償分割がなされる場合とは

代償分割とは、遺産分割方法の一つで、自己の具体的相続分を超えて、遺産を取得する代償に、その超える部分について、現金その他自己の財産を他の相続人に与える方法をいいます。

例えば、一人の相続人が全遺産を取得し、他の相続人は全遺産を取得した相続人から具体的相続分に見合う現金の支払いを受けるような遺産分割方法です。

この代償分割は、全相続人、特に代償金を支払うことになる相続人の同意があれば簡単にまとまりますが、では、代償金を支払う資力はあるが、代償金を支払う意思のない相続人に、代償金を支払わせる代償分割が、裁判所の判断（家庭裁判所の審判や高等裁判所の決定）のできるものでしょうか？

最高裁平成12年9月7日決定は、

家庭裁判所は、特別の事由があると認めるときは、遺産の分割の方法として、共同相続人の一人又は数人に、他の共同相続人に対し代償金の支払債務を負担させて、現物をもってする分割に代えることができるが、右の特別の事由がある場合であるとして共同相続人の一人又は数人に金銭債務を負担させるためには、当該相続人にその支払能力があることを要すると解すべきである

と判示し、裁判所が代償分割をなし得るのは、①特別の理由があることのほかに、②代償金の支払債務を負担させる相続人にその資力があることを要件にしています。

代償金を支払うことになる相続人の同意までは要件としていません。

ですから、遺産の構成が極めて複雑で、現物分割が著しく困難な場合、例えば、

- (1) 被相続人が非公開会社の経営者で、遺産の中には①自社株の一部（残りは相続人甲が保有）、②相続人甲と共有の不動産の共有持分、③相続人甲が所有する土地上の建物があるというような場合は、遺産全部を甲が取得すると問題は起こらないが、甲以外の相続人が取得すると直ちに甲との間に紛争が生ずることが予想されるような遺産構成の場合や、
- (2) 遺産は被相続人が住んでいた自宅と敷地だけで他にはなにもないという場合などは、代償分割をする特別の事由があるといえませんが、その場合でも、代償金を支払うことになる相続人に代償金を支払う能力がないと、裁判所は、審判や決定で、代償分割をすることはできな

いことになります。

現物分割も代償分割もできない場合は、現物を全相続人の共有にする分割（これだと事実上分割を諦めたに等しいことになる。）か、特殊な事情の下では、現物の所有権と、利用権を分割するなどもありますが、換価分割の方法もあります。しかしながら、前記(1)のケースのように、換価分割もまた困難という場合もあります。

なお、前述した最高裁平成12年9月7日決定が破棄した原審決定は、代償金の支払債務を負担させた相続人に、資力があるかどうかを判断しないまま、代償金の支払債務を負担させるものであったため破棄され、資力の有無について更に審理を尽くさせるため原審に差し戻しております。

こういう争いの場合は、代償金を支払わせたい相続人の資力調査と資力の証明がカギになります。